

町田市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市下水道条例の一部を改正する条例

町田市下水道条例（平成6年12月町田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表1の部15の項中「0.2以下」を「1以下」に改める。

第32条の2の見出し及び同条第1項中「下水道事業認可区域外」を「下水道事業計画区域外」に改める。

附 則

この条例中第11条の改正規定は公布の日から、第32条の2の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

町田市下水道条例新旧対照表（改正後）

— 部分は改正部分

（下水の排除の制限）

第 1 1 条 次の表に定める基準に適合しない下水（法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

	物質又は項目		鶴川処理区、南多摩処理区、浅川処理区に適用する基準 汚水 1 リットルに含まれる汚濁物質の量（単位 ミリグラム）等	町田処理区、横浜処理区、川崎処理区に適用する基準 汚水 1 リットルに含まれる汚濁物質の量（単位 ミリグラム）等
1 下水道法 施行令第 9 条の 4 第 1 項第 1 号か ら第 3 2 号 までに掲げ る物質	1 ～ 1 4	略	略	略
	1 5	1 ・ 1 ー ジクロロエチ レン	1 以下	1 以下
	1 6 ～ 3 2	略	略	略
略	略		略	略

2 略

町田市下水道条例新旧対照表（改正前）

— 部分は改正部分

（下水の排除の制限）

第11条 次の表に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

	物質又は項目		鶴川処理区、南多摩処理区、浅川処理区に適用する基準 汚水1リットルに含まれる汚濁物質の量（単位 ミリグラム）等	町田処理区、横浜処理区、川崎処理区に適用する基準 汚水1リットルに含まれる汚濁物質の量（単位 ミリグラム）等
1 下水道法施行令第9条の4第1項第1号から第32号までに掲げる物質	1～14	略	略	略
	15	1・1－ジクロロエチレン	0.2以下	0.2以下
	16～32	略	略	略
略	略		略	略

2 略

町田市下水道条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(<u>下水道事業計画区域外</u>の使用) 第 32 条の 2 市長は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、法第 24 条第 1 項の規定により、<u>下水道事業計画区域外</u>の下水を排除するために公共下水道を使用しようとする者に対し、これを許可することができる。 2 略	(<u>下水道事業認可区域外</u>の使用) 第 32 条の 2 市長は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、法第 24 条第 1 項の規定により、<u>下水道事業認可区域外</u>の下水を排除するために公共下水道を使用しようとする者に対し、これを許可することができる。 2 略

